

下 総 第 9 4 9 号
令和8年(2026年)7月15日

下関市監査委員	今 井 弘 文	様
同	山 元	浩 様
同	戸 澤 昭 夫	様
同	井 川 典 子	様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年(2023年)7月5日付け監査報告第14号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

企画政策部情報政策課

企画政策部情報政策課に関する事項

[指摘事項]

- (1) 土地の賃貸借契約について、当該契約は単年度契約であるが、契約書において、翌年度以降の予算の減額又は削除に伴う解除条項を記載しており、また、「賃貸借期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、賃貸借期間は、さらに1年間継続されるものとし、その後も、同様とする。」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。

地方自治法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設定することはできない。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

当該土地の賃貸借契約は地方自治法第234条の3に規定する「不動産を借りる契約」であることから、同条による長期継続契約として契約しており、性質上契約期間を正確に設定することが困難であること、予算に係る解除条項も付していることから、自動更新条項を付すことに合理的な理由があると考えています。引き続き関係法令等に基づき、契約事務を適正に行ってまいります。

- (2) 大容量ファイル転送サービスの利用に係る契約について、当該契約は、2年度に渡る複数年度契約であるため、契約書において、長期継続契約に基づく解除条項（予算の減額又は削除に伴う解除等）を記載しているが、「利用期間満了日の1月前までに本契約の更新を行わない旨の書面による通知を乙が甲に対して届け出ない場合は、利用期間は、その満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。

地方自治法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設定することはできない。関係法令等に基づき、適正に事務処理さ

りたい。

(改善措置状況)

当該契約については、ネットワークを通じて情報システム機能を提供するサービスの利用であることから、令和6年度より総務省の地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドラインを踏まえ役務費により、地方自治法第234条の3による長期継続契約として契約しており、性質上契約期間を正確に設定することが困難であること、予算に係る解除条項も付していることから、自動更新条項を付すことに合理的な理由があると考えています。

しかしながら、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、契約の相手方を見直す機会を確保することが肝要であることから、更新に当たっては、現行の契約内容や他の事業者が提供する類似サービスの価格や品質を定期的に検証した上で、更新を行うか否かの意思決定を行うように改善いたします。

以上